

新居浜市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成31年度（令和元年度）において新居浜市景観計画（令和2年3月策定予定）を策定するため、新居浜市景観計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新居浜市景観計画（令和2年3月策定予定）の策定案の策定に関する事項
- (2) その他新居浜市景観計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民（組織・団体）から推薦を受けた者
- (3) 関係団体等から推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命した日から市長が景観計画を策定し、公表する日までとする。

(委員長の職務及び代理)

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行し、当該計画が公表された日をもってその効力を失う。